

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	I B W美容専門学校
設置者名	学校法人山本学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
専門課程	美容科	夜・通信	900 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	I B W美容専門学校
設置者名	学校法人山本学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	現職：美容室代表		教育活動に関する企画の提案を期待する。
非常勤	現職：美容室代表	令和6年 4月1日 ～ 令和7年度に開催される定時評議員会の終結時	教育活動に関する企画の提案を期待する。
非常勤	現職：理容室代表		社会貢献・地域貢献に関する企画の提案、財務・運営組織基盤の計画を期待する。
非常勤	現職：美容室代表		学生募集に関する企画の提案を期待する。
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	I B W美容専門学校
設置者名	学校法人山本学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- 授業改善のためのアンケートに基づき、11月～12月中に授業シラバスと授業年間計画を作成します。授業シラバスにおいては、各課目の「授業目的、概要、到達目標、方針」、「使用教科書、教材」、「評価方法」を記載しております。また、評価方法においては、「各学期末試験、普段の小テスト、出席状況、授業態度」等で評価しております。

- 「経営理念・年度重点項目」、「学生便覧」、「シラバス」においては、年度末の全体会議において非常勤講師も含め、配布しております。

- 「学生便覧」と「シラバス」においては、新学期に学生へ配布しております。

授業計画書の公表方法 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- あらかじめ学則やシラバス等で提示している成績評価の基準や方法の通りに評価しますが、一年次は履修すべき科目の時間数の8割に満たない科目が、実習に関しては1科目、学科に関しては4科目以上ある者は留年の対象者となります。二年次は履修すべき科目の時間数の8割に満たない科目が1科目以上ある者は留年の対象者となります。

- 試験の成績だけではなく、普段の小テスト、レポート、出席状況、受講態度、学習意欲等をもとに総合的に評価します。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1年間を3学期に分けて、学期末ごとに期末試験を実施し、また美容師国家試験受験にあたり、必要な知識・技術が身についているかを判定するために2年生の6月から適宜、認定試験を実施しています。定期考査において及第点を60点とし、及第点に満たない場合は追試験、補習授業を行っています。

客観的な指標として、履修科目的成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、席次を決定しています。(100点満点で点数化)

客観的な指標の
算出方法の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

履修システムの卒業判定会議資料に基づき、学生の出席率・成績状況を把握した上で、校長及び担任・副担任・事務長が出席し、卒業認定会議を行います。その際、卒業見込み認定に関する規定において、①教科科目の単位が全て履修できる見込みがあること。②授業料等の納付が完納していることが基本となります。

最終的には校長が履修・修得及び卒業認定を決定します。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	I B W美容専門学校
設置者名	学校法人山本学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生		専門課程	美容科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2年 昼		2010 単位時間／単位	690 単位時間		1320 単位時間			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
140人		117人	0人	13人	8人	21人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> 授業改善のためのアンケートに基づき、11月～12月中に授業シラバスと授業年間計画を作成します。授業シラバスにおいては、各課目の「授業目的、概要、到達目標、方針」、「使用教科書、教材」、「評価方法」を記載しております。また、評価方法においては、「各学期末試験、普段の小テスト、出席状況、授業態度」などで評価しております。 「経営理念・年度重点項目」、「学生便覧」、「シラバス」においては、年度末の全体会議において非常勤講師も含め、配布しております。 「学生便覧」と「シラバス」においては、新学期に学生へ配布しております。
成績評価の基準・方法
(概要)
1年間を3学期に分けて、学期末ごとに期末試験を実施し、また美容師国家試験受験にあたり、必要な知識・技術が身についているかを判定するために2年生の6月から適宜、認定試験を実施しています。定期考査において及第点を60点とし、及第点に満たない場合は追試験、補習授業を行っています。 客観的な指標として、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、席次を決定しています。（100点満点で点数化）

卒業・進級の認定基準

(概要)

履修システムの卒業判定会議資料に基づき、学生の出席率・成績状況を把握した上で、学校長及び担任・副担任・事務長が出席し、卒業認定会議を行います。

その際、卒業見込み認定に関する規定において、①教科科目の単位が全て履修できる見込みがあること。②授業料等の納付が完納していることが基本となります。

最終的には学校長が履修・修得及び卒業認定を決定します。

学修支援等

(概要)

就職指導・支援、特別補習、ボランティア活動支援、アルバイト紹介（美容系）

一人暮らし生サポート、

I BW報奨金制度、学費分納制度、日本学生支援機構奨学金、国の教育ローン

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
55人 (100%)	1人 (1.8%)	50人 (90.9%)	4人 (7.3%)

(主な就職、業界等)

美容業界

(美容室、エステサロン、ネイルサロン、プライダルサロン、アイリストサロン)

(就職指導内容)

就職（キャリアデザイン）授業

- ・学生同士、学生と教員の絆を深め、美容業界について知る「相互理解プログラム」
- ・美容業界で働く方々を招き、将来のなりたい自分を見つける「イマジン・オブ・マイセルフ」

校内合同就職説明会

学外の就職フェスタへの参加

インターナシップ

個人面談期間での就職指導、履歴書添削、面接指導

(主な学修成果（資格・検定等）)

美容師国家試験

松風公認まつげエクステンションインストラクター

日本ヘアケアマイスター（JHCMA）ミドルコール/プライマリーコース

ABE メイクアップアシスタントディレクター

山野流着装着物着付師奥伝/初・中伝

日本エステティック協会認定 フェイシャルエステティシャン

日本パーソナルカラリスト検定（JAPCA）1級・2級・3級

全国服飾教育者連合会（AFT）色彩検定1級・2級・3級

日本ネイリスト検定試験センター（JNEC）ネイリスト技能検定1級・2級・3級

日本ネイリスト協会（JNA）ジェルネイル技能検定 初級

IBF国際メイクアップアーティスト

准福祉理美容士

日本ウェディングスタイルリスト協会（JWSA）ウェディングスタイルリスト検定

校内外各種コンテスト出場

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
126 人	12 人	9.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更 (その他)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 入学時特別授業、学生同士・学生と教員の絆を深める相互理解プログラム 2か月に1回の個人面談、朝礼での情報共有		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科 (1年)	100,000円	640,000円	644,000円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援 (任意記載事項)
日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者である入学者のうち、1年次前期授業料等の納入猶予を希望する入学者においては、入学後、減免区分が確定するまで支払いを猶予する。

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
<p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本学の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図り、地域社会にとって必要な人材を育成していく。 ② 自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施と、その結果の公表および説明により、関係者に対して適切に説明責任を果たす。 <p>2. 学校関係者評価実施の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己評価 教職員が、本学の教育理念および教育目標に照らして、自らの活動、事業について評価を行う。前年度の自己評価を7月末までに完了する。 ② 学校関係者評価 学校関係者を本学が専任し、その学校関係者によって構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価を行う。 <p>3. 学校関係者評価の内容</p> <p>学校関係者評価については、自己評価を行った以下の項目について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育目標 ② 学校運営 ③ 教育活動 ④ 学修成果 ⑤ 学生支援 ⑥ 教育環境 ⑦ 入学者募集 ⑧ 財務 ⑨ 法令・コンプライアンスの遵守 <p>4. 学校関係者評価委員会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校関係者評価委員会を組織する

5. 学校関係者評価の実施		
① 原則として1年間に1回評価委員会を開催する		
② 評価委員会実施前に、自己評価資料を各委員へ配布する		
6. 学校関係者評価の活用		
① 目標設定→実行→評価→改善の一連のサイクルを通じて、評価結果を本学における教育の質向上に活用する		
② 評価結果は、新年度年間事業計画作成へ活用する		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
有限会社リバティ	2024.4.1～ 2026.3.31	卒業生
仏蘭西美容室	2024.4.1～ 2026.3.31	関係団体
和歌山県美容業生活衛生同業組合	2024.4.1～ 2026.3.31	関係業界
社労士法人篠 宏明事務所	2024.4.1～ 2026.3.31	企業等委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
<https://www.ibw.ac.jp>

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合は、「0人」と記載すること。

学校コード	H130310000116
学校名	I B W美容専門学校
設置者名	学校法人山本学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		23人	22人	25人
内訳	第I区分	14人	16人	
	第II区分	—	—	
	第III区分	—	—	
	第IV区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				25人
(備考)				

※ 本表において、第I区分、第II区分、第III区分、第IV区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0 人	0 人	
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0 人	0 人	
出席率が5割以下その他修意欲が著しく低い状況		1 人	1 人	
「警告」の区分に連続して該当		0 人	4 人	
計		1 人	5 人	
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）			
年間		前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)			0人	0人
G P A等が下位4分の1		—	—	
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人	
計		—	—	
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。